



長野県報

10月6日(木)
平成28年
(2016年)
第2814号

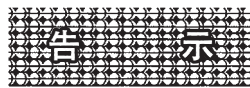
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2

公告

准看護師試験の実施(医療推進課)	3
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課)	3
開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課)	4
運転免許証更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課)	5



長野県告示第550号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年10月6日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字湖南字権現沢日向1817の1、字沢山日向1822の1、1824の1、1824の4、1830、1831、1833の1、1834の1から1834の3まで、1835の1、1835のイ、1835のハの1から1835のハの3まで、1836、1837、1838のイ、1838のロ、1839の1、1839のイ、1841、1844の1、1844の2、1845、1846の2、1846の3、1847、1849の1から1849の3まで、字狐塚1842の1、1842の3、1842の4、1843、字権現沢1852の3、字新田久祢1888の1、1888の2、1889の1、1889の2、1890の1、1890の2、1891の1、1892の1、1893、字新城1907の1、1908、1909、1910の1、1910の2、1911、1912、1913の1、1913の2、1914、1915の1、1915のロ、1916の1、1917の1、1918の1、1919の1、1920の1、1921の1、1922の1、1923の1、1924の1、1925、1926、1927のイ、1927のロ、1928から1930まで、1931の1から1931の3まで、1931の5から1931の7まで、1932の1、1933から1936まで、1938の1から1938の3まで、1952、1955の1、1956の1、1964の1、1965、字内山2027の34から2027の43まで、2027の100、2027の102から2027の105まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢山日向1822の1、1824の1、1824の4、1830、1831、1833の1、1834の1から1834の3まで、1835の1、1835のイ、1835のハの1から1835のハの3まで、1836、1837、1838のイ、1838のロ、1839のイ、1841、1844の1、1844の2、1845、1846の2、1846の3、1847、1849の1から1849の3まで、字狐塚1842の1、1842の3、1842の4、1843、字権現沢1852の3、字新田久祢1888の1、1888の2、1889の1、1889の2、1890の1、1890の2、1891の1、1892の1、1893、字新城1907の1、1908、1909、1910の1、1910の2、1911、1912、1913の1、1913の2、1914、1915の1、1915のロ、1916の1、1917の1、1918の1、1919の1、1920の1、1921の1、1922の1、1923の1、1924の1、1925、1926、1927のイ、1927のロ、1928から1930まで、1931の1から1931の3まで、1931の5から1931の7まで、1932の1、1933から1936まで、1938の1から1938の3まで、1952、1955の1、1956の1、1964の1、1965、字内山2027の34から2027の43まで、2027の100、2027の102から2027の105まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第551号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村葛島513の6（次の図に示す部分に限る。）、512、513の2、514の2、1943、1944の11
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第552号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町読書2288の4・2293の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2288の3、2288の19、2288の35、2288の38、2288の40、2288の46、2288の48、2293の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年10月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年10月6日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 借宿小諸線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
小諸市大字御影新田字舟窪1674番の1地先から 小諸市大字御影新田字向原1622番の1地先まで		旧	6.0~9.9	0.3670
同上		新	7.6~14.6	0.3670

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年10月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年10月6日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤石岳公園線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
下伊那郡大鹿村大河原4806番の3地先から 下伊那郡大鹿村大河原4797番の33地先まで		旧	8.8~12.1	0.0500
同上		新	10.5~16.3	0.0500

道路管理課